

## 反社会的勢力への対応に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京公社住宅サービス（以下「財団」という。）における反社会的勢力との一切の関係を遮断するための対応に係る基本方針等を定め、もって財団における反社会的勢力による被害を防止するとともに、コンプライアンスの推進を通じて、財団の社会的信頼の維持及び向上に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において「反社会的勢力」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいい、元暴力団員（既に暴力団を離脱しているものの暴力団員と変わらない者に限る。）を含む。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行なうおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力している者のうち暴力団員以外のものをいう。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正に利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人

### (反社会的勢力への対応に係る基本方針)

第3条 財団は、反社会的勢力と一切の関係を持たないものとする。

- 2 財団は、反社会的勢力からの不当要求に一切応じないものとし、警察、弁護士等との外部の専門機関と緊密に連携しつつ、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとする。
- 3 財団は、反社会的勢力に対応する役員及び職員（相談役、顧問、人材派遣職員等臨時に勤務する職員を含む財団に勤務するすべての者をいう。以下「役職員」という。）の安全を確保するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第4条 財団は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、契約等を締結しないものとする。

- 2 反社会的勢力であったことを認識した場合には、関係各署と連携し、速やかな関係解消に取り組む。

（反社会的勢力への組織的対応）

第5条 前条のほか、役職員は、反社会的勢力への対応については、財団のコンプライアンス基本方針第3の2（2）エの規定に基づき、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門を中心に組織的に対応し、別途作成する「反社会的勢力の不当要求等への対応フロー」に沿って処理するものとする。

- 2 役職員は、反社会的勢力からの不当要求等があった場合には、速やかに上司またはコンプライアンス基本方針第4の1（1）に規定する相談窓口に報告しなければならない。
- 3 前項により報告を受けた上司は、コンプライアンス統括管理者に報告しなければならない。
- 4 第2項または第3項により報告を受けたコンプライアンス統括管理者は、コンプライアンス最高責任者に報告を行い、警察、弁護士等の外部専門機関の意見・助言等を踏まえ、コンプライアンス委員会において対応方針を決定する。

（規程の制定・改廃）

第6条 この規程の制定及び改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 2 1 日から施行する。